



## 遺贈・相続・香典による寄付について

社会福祉法人長崎県共同募金会

遺贈（遺言）による寄付、相続財産（遺産）からの寄付、香典からの寄付をお考えの皆さま、お気持ちを長崎県内の福祉のために残してみませんか。

長崎県共同募金会では、長年のご努力により築かれた財産を、地域社会のために役立てたいとのご希望を持っていらっしゃる方やその遺族の方々からの寄付の受入れ、相談に応じています。受入れた財産は本会が責任を持って長崎県内における社会福祉事業などに地域社会のために役立てさせていただきますが、障害者や児童養護施設に入所している児童など特定の分野への寄付を希望される場合は、ご指定いただいた分野での支援に使わせていただきます。



### 遺贈（遺言）による寄付

遺贈とは、遺言によりご自分の財産の全部または一部を特定の個人や団体に贈与したり寄付したりすることです。

生前に遺言書を作成して、財産の一部の受取人として長崎県共同募金会を指定することができます。

あなたが亡くなった後、あなたの財産を地域の福祉事業に役立てたいと希望されている場合は、ご意思を確実にかなえるために遺言書を作成することが必要です。遺言書を作成するにあたっては、弁護士、司法書士などの信頼できる専門家にご相談されることをお勧めします。

遺贈をお考えの方がいらっしゃいましたら、本会までお気軽にお問い合わせください。

#### 【必要な手続き】

- ・遺贈（遺言）により寄付されることを長崎県共同募金会にご連絡ください。
- ・遺言の内容を確実に実現させてくれる遺言執行者を指定してください。  
（遺言執行者には弁護士、司法書士、信託銀行などに依頼することが多いようです。）
- ・遺言書の作成が必要です。（公正証書遺言、自筆証書遺言）



### 相続財産（遺産）からの寄付

ご遺族の皆さま、相続された財産の一部を地域で支援を必要としている方々に役立ててみませんか。

故人の地域社会に貢献したいとお気持ちを生かすため、本会にご寄附いただくのも一つの方法です。お気軽にご相談ください。

ご遺族の皆さまが相続された財産を相続税の申告期限内（相続開始から10ヶ月以内）に本会にご寄付いただいた場合、その寄付された財産には相続税は課税されません。

（所轄税務署に当会が発行する領収書を添付して相続税の申告をしていただく必要があります。）



### 香典からの寄付

ご遺族の皆さんの地域社会に貢献したいとお気持ちを生かすため、ご葬儀の際に寄せられた香典や香典返しの一部を本会にご寄付いただくものです。

なお、香典をいただいた方への御礼状のお世話もしておりますので、ご利用される場合はお申し付けください。

香典からの寄付は、申告によって所得税、住民税について税制上の優遇措置を受けることができます。

※ 共同募金へのご寄付については、感謝状の贈呈も行っております。



### ご案内パンフレット

遺贈・相続・香典による寄付について、わかりやすく説明したパンフレットをご用意しております。パンフレットをご希望の方は、電話、FAX、メール等で連絡いただければお送りします。

#### 《お問い合わせ先》

〒852-8104 長崎市茂里町3番24号

社会福祉法人長崎県共同募金会

TEL 095-846-8682 FAX 095-846-8565

メール kyobo@akaihane-nagasaki.or.jp

#### 《中央共同募金会での受付・相談》

中央共同募金会では、遺贈や遺産の寄付を考えていらっしゃる方に参考となる冊子「はなみずき」を提供しております。

中央共同募金会のホームページ【<https://www.akaihane.or.jp/>】